

令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))
「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」
分担研究報告書

国民年金の加入期間延長の検討および保険料免除にかかる考察

研究分担者 田中宗明(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 シニアコンサルタント)

研究分担者 大室陽(みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 コンサルタント)

研究要旨

国民年金の加入期間を延長した場合に国民年金第1号被保険者となる者について、2019年財政検証のオプション試算のオプション B-①の制度改正が行われた場合に新たに基礎年金の保険料拠出期間となる60歳代前半に着目し、前後の年齢層との比較を行いながら、国民年金保険料の免除該当者数の推計および免除該当者の属性の分析を行った。

高齢者雇用の進展や現役世代との待遇の均等化が進めば、現在無職となっている者の労働市場への残留や参加、有職者の稼働所得低下の抑制につながるものと考えられ、特に勤務時間や稼働所得が現役期に近づくことにより、勤務時間要件である4分の3要件を満たして厚生年金に加入する者が増え、潜在的国民年金第1号被保険者になる者であっても免除該当でなくなることが見込まれる。

また、60歳代前半の潜在的免除該当の雇用者について、厚生年金保険の適用が拡大された賃金要件や勤務時間要件を満たす者の割合を分析した結果、潜在的免除該当となっている雇用者の一定割合が厚生年金に加入することが見込まれる事が分かった。特に潜在的免除該当者に占める雇用者の割合は約半数と、前後の年齢帯と比べて60歳代前半で高く、60歳代前半への適用拡大の効果の大きさが確認できた。適用拡大を進めることは、高齢者雇用の進展と相まって、国民年金の加入期間の45年への延長による年金保障を厚くする効果を増大させる意義が期待できる。

A. 研究目的

基礎年金のマクロ経済スライドによる調整期間が長期化する中で、国民年金の加入期間

延長は基礎年金水準の確保の有力な手段となっている。2019年財政検証のオプション試算のオプション B-①(基礎年金の保険料拠出

期間を延長した場合)においても、基礎年金の拠出期間を40年から45年に延長した場合、基礎年金が増額することが示されている。また、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の衆議院における附帯決議、参議院における附帯決議においても、国民年金の加入期間延長が求められている。このように国民年金の加入期間延長の要請は大きい。

他方で、国民年金の加入期間を延長した場合に新たに加入者となる者の中に保険料の拠出能力に乏しい者が多ければ、保険料拠出を通じた年金水準の向上を必ずしも達成できない恐れがある。国民年金被保険者の中でも、保険料の拠出能力は、原則所得にかかわらず定額の保険料納付を行う国民年金第1号被保険者において特に問題となる。

年金保障を厚くする観点から、国民年金の加入期間を延長した場合に国民年金第1号被保険者となる者について、2019年財政検証のオプション試算のオプションB-①の制度改正が行われた場合に新たに基礎年金の保険料拠出期間となる60歳代前半に着目し、前後の年齢層との比較を行いながら、国民年金保険料の免除該当者数の推計および免除該当者の属性の分析を行った。

B. 研究方法

分析にあたっては、国民生活基礎調査(平成28年)の調査票情報を独自に集計した。

仮に国民年金の加入期間を延長した場合に国民年金保険料免除制度の対象となる者(以下、潜在的免除該当者)数がどの程度存在するか推計を行った。さらに、潜在的免除該当者について年齢階級別に働き方や所得状況を確認するとともに、60歳代前半の潜在的免除該当者について世帯類型にかかる集計を行った。

集計において、20～59歳は国民年金加入状況で国民年金を選択した者を国民年金第1号被保険者として集計した。一方で60歳以上の者は国民年金加入状況の情報で判別できないため、医療保険加入状況を利用して、潜在的国民年金第1号被保険者として集計した。

免除の判定に使用した個人の総所得(控除後)額は、前年の所得は地方税法上の非課税所得以外の所得を用いることになっているため、国民生活基礎調査所得票における項目を個人ごとに使用して近似的に算出した。雇用者所得と公的年金恩給は確定申告における算定手順にしたがって控除額を計算し控除後とした。ただし、60歳以下の者については公的年金恩給として計上されているのは遺族年金または障害年金であると考えられ、これらは非課税であるために免除の判定に使用する総所得として加算していない。また、学生は集計対象外とした。

(倫理面への配慮)

匿名化されたデータの提供を受けて実施した

研究であり、個人情報扱わない。結果数値が1又は2となる場合には秘匿するほか、3以上となる場合であっても、個々の調査対象に関する事項が漏れないよう措置を講じる。

C. 研究結果

潜在的免除該当率が年齢によって上がっていくことが確認された。まずはその要因について考察するために、2019年財政検証のオプション試算のオプション B-①の制度改正が行われた場合に新たに基礎年金の保険料拠出期間となる60歳代前半の者について、前後の年齢層である50歳代後半や60歳代後半と比較した。年齢階級が上がるにつれて(潜在的)国民年金第1号被保険者のうち無職者割合の増大が見られた。次に、有業者であっても稼働所得は年齢が上がるにつれて低くなる傾向にあることが明らかになった。有業者の稼働所得の年齢にともなう低下傾向は自営業者、雇用者ともに当てはまる。最後に、健康状態については、主観的健康状態は年齢が上がってもあまり変わらなかった。他方で、健康上の問題で何らか日常生活に影響がある者の割合は、年齢階級が上がるにつれて微増する傾向にあるものの、50歳代後半から60歳代後半についてはあまり変化がないことが分かった。

次に、本人の所得だけでなく配偶者や世帯主の所得も免除基準の要件となるため、潜在的免除該当率の世帯の状況による違いを確認した。結果、①配偶者なし、子なしの者は、そう

でない者に比べて免除該当率が高いこと、②配偶者なしの者の中でも、女性の死別、離別の免除該当率は他の類型よりも際立って高くなっていること、③男単独世帯、女単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯で全額免除該当率が高いこと、④女単独世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯で免除該当率が高いことが分かった。

また、60歳代前半の潜在的免除該当者について、資産額の状況と持ち家の状況を分析した結果、資産額が1000万円を超える者も一定割合いること、国民年金第1号被保険者と同様に持ち家率は約8割であることが分かった。

最後に、60歳代前半の潜在的免除該当の雇用者について、厚生年金保険の適用が拡大された賃金要件や勤務時間要件を満たす者の割合を分析した。結果、潜在的免除該当となっている雇用者の一定割合が厚生年金に加入することが見込まれる事が分かった。特に潜在的免除該当者に占める雇用者の割合は約半数と、前後の年齢帯と比べて60歳代前半で高く、60歳代前半への適用拡大の効果の大きさが確認できた。また、適用拡大の条件を月額賃金5.8万円以上の者とした場合、その割合は月額賃金8.8万円以上且つ週労働時間20時間以上の者とした場合に比べて、格段に増加することが分かった。

D. 考察

高齢者の働き方については、50歳代後半

から60歳代前半にかけて引退する者が多いものと思われる。また年齢にともなう稼働所得の低下傾向は、50歳代後半から60歳代後半にかけて、稼働所得や雇用所得の比較的高い雇用ありの自営業者の割合と正規の雇用者の割合が下がっていることが一因になっていると推測される。一方で、50歳代後半から60歳代後半に至るまでの間、健康状態の変化が高齢者の有職率や働き方の変化に与える影響は比較的小さいものと考えられる。

配偶者なし、子なし世帯の潜在的免除該当者が多い原因としては、配偶者や勤労世代であろう子の収入に頼れない者が潜在的免除該当者となっていることが考えられる。加えて、単身世帯では規模の経済が働かないこと、家庭内での扶助を受けられないことが考えられる。

また、賃金要件や勤務時間要件の分析から、2016年10月からの適用拡大で既に厚生年金被保険者となっている者に加えて、今後の更なる適用拡大により厚生年金被保険者となる潜在的免除該当の雇用者の割合が一層増えることが見込まれる。

E. 結論

高齢者雇用の進展や現役世代との待遇の均等化が進めば、現在無職となっている者の労働市場への残留や参加、有職者の稼働所得低下の抑制につながるものと考えられ、特に勤務時間や稼働所得が現役期に近づくことにより、勤務時間要件である4分の3要件を満た

して厚生年金に加入する者が増え、潜在的国民年金第1号被保険者になる者であっても免除該当でなくなることが見込まれる。ただし、就業希望であっても健康や介護を理由に仕事に就けない者は一定数いることから、健康や介護を理由に仕事に就けない者への配慮や対応が必要と考えられる。

次に国民年金の加入期間延長に当たっては、ひとり親と未婚の子のみの世帯や単身世帯への影響を見極めながら検討を進めていくことが重要であろう。

また、適用拡大を進めることは、高齢者雇用の進展と相まって、国民年金の加入期間の45年への延長による年金保障を厚くする効果を増大させる意義が期待できる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3.その他

なし